

第
5
章

マスクプロジェクト



マスクプロジェクト

倒壊建築物の解体作業が急ピッチで進められる中、労働省（当時）は1月26日付で「兵庫県南部地震に対応した労働災害防止のための緊急措置について」、1月30日付で「兵庫県南部地震に対応した災害復旧工事における労働者の健康確保対策について」等を指示した。だが、建築物に吹き付けられたり建材に含有しているアスベストは、確実に大気中に飛散していた。

石綿対策全国連絡会議は、1月31日に労働省に対して、下記の緊急要請を行った。

- ① 倒壊建築物処理及び被害建築物の解体作業に当たって、事前に当該建築物のアスベストの使用状況を調査し、記録すること。
- ② 倒壊建築物処理及び被害建築物の解体作業に

働災害防止協会において防じんマスク1万個を関係事業場に無償配布、②建設業労働災害防止協会において防じんマスク、保護具、安全帯等を関係事業場に無償配布することを決定した（兵庫労基局及び監督署等が全面協力）。

環境庁（当時）も、2月6日から環境測定を実施するとともに、防じんマスク20万個を地域住民に無償配布することとした。厚生省も、関係都道府県政令市に対して、有害物資を含む廃棄物が混在している、そのおそれがある場合には、廃掃法に従って適切な処理が確保されるよう、関係業界、市町村等への指導を求めた。

兵庫県も2月2日、環境庁と協議のうえ、解体工事を発注する神戸市など10市8村に対して、アスベスト対策を施すことを発注の条件とするよう指導した。兵庫県土木部は建設業者団体に対し、散水・シート、解体前のアスベスト除去などを求めた。

当たって、作業者のばく露防止のため呼吸用保護具を使用させ、作業者の作業従事を記録すること。

- ③ 作業にあたり、周辺へのアスベスト粉じんの飛散防止に務めること。
- ④ 解体等による廃棄物の移送及び処理にあたって、アスベスト粉じんの飛散防止に務めること。

- ⑤ その他有害物の飛散・ばく露防止を図り、安全衛生対策に万全を期すること。

■行政のアスベスト対策

労働省では前述の通達等に加え、災害復旧工事の活発化に伴う大量の粉じん飛散に対して、①中央労

■マスクを着用していない作業現場

行政からの通達等は次々と発せられたが、作業現場では粉じん飛散防止のためにまくべき水の使用にも不自由する地域があり、作業員がマスクを着用していない作業現場が圧倒的であった。当時の様子を、全国労働安全衛生センター連絡会議の資料から紹介する。

私（古谷）は、2月5日に環境監視研究所（大阪）の中地氏とともに神戸市内（中央区・灘区・東灘区周辺）を、6日には西宮市内をみてまわる機会を得たが、解体・復旧工事に伴う粉じんの飛散は予想をはるかに上回る。また、私たちがみてまわった工事現場では、1箇所で大警備会社の警備員が使い捨ての防じんマスクを着用していたほかは、全ての工事関係者がマスクもしていなかった（労働省が無償提供することにした防じんマスクも、こまめに安全パトロールを実施して必要な現場



1995年2月22日付 毎日新聞

員には防じんマスクも支給されず、歩行者や自動車も何も知らされずには通ずる。作業を行ったり、作業を見学して

国道に面した5階建てマンションが崩壊し、がれきの中から突き出した鉄骨にむき出しの状態で大量のクロシドライト（青石綿）が吹き付けられていた（X線解析によって確認）。がれきの上にも鉄骨から落下した破片が多数散乱し、そのそばを学生や主婦らを通るが、飛散防止の措置どころか危険との警告すらなかった。

2月17日から解体工事が実施されたが、散水もせず、鉄骨をちぎり、青石綿を振り落としてから、がれきをシャベルですくうという実態。当然、アスベストを含む粉じんが多量に飛散するが、下請作業

には防じんマスクも支給されず、歩行者や自動車も何も知らされずには通ずる。作業を行ったり、作業を見学して

にに応じた実効ある対策と作業者への防じんマスクの適切な着用（使い捨てマスクも使用期間を超えて着用してはならない）の徹底が急務である。また、住民に対してアスベストの危険性の周知対策、危険個所の表示・立入禁止等の情報を確実に提供し、また安易な「安全宣言」などは決して行わずに長期的な環境の監視を実施することが必要だ。むしろ、復興計画の中で、この機会にアスベストを含有しない建材の使用促進が打ち出されるべきである。

■160本の、250本のアスベスト

環境監視研究所（大阪）の中地重晴氏は、2月18日に、神戸市東灘区の国道2号線交差点付近のKマンション解体現場で、アスベスト飛散状況を測定した。この現場は、アスベスト根絶ネットワーク（東京）の依田彦三郎氏が発見し、2月8日付の東京新聞朝刊で大きく報道された所である。

この解体工事の真っ最中に、敷地境界から1〜2m離れた地点での大気中アスベスト濃度の測定が行われた。2地点で、160本それぞれ160本、250本のアスベスト繊維が測定された。屋外作業にもかかわらず相当の高濃度である。

アスベスト根絶ネットワークと環境監視研究所では、この現場を含めたずさんながれき撤去、ビル解体等の工事現場数カ所の実態調査を踏まえて、2月20日に、兵庫労働基準局及び神戸東・神戸西労働基準監督署に対して、①飛散防止対策、防じんマスクの着用等の指導の徹底、②安全パトロールの強化、③関係省庁、自治体と協議して特に解体現場周辺の歩行者・自動車などの通行規制、防じんマスクの配布、廃棄物処分・処理の過程での飛散防止対策に万全を期すこと、を申し入れた。

しかしながら、上記現場の解体・撤去工事は改善されないまま「強行」されてしまった。解体工事終

で手渡しするなどの工夫が必要と思われる）。なお、鉄骨にアスベスト様のものが吹き付けられていた3箇所のビルで吹き付け材を採集し、後日分析してもらったところ、1箇所のものにアスベストが確認された。中地氏やアスベスト根絶ネットワークの依田、温品氏が2月18日以降にも解体現場でのアスベスト濃度測定及び防じんマスクの無償配布、兵庫労働局等への申し入れ等を行う計画もある。

もうもうたる粉じんが飛散する中でマスクも着けずに作業が行われていたあるビル解体工事現場で、安全衛生推進員の腕章を着けた作業者に「鉄骨に吹き付けられているのはアスベストか」と尋ねたところ「わかりません」の一言で、アスベスト等の有無を確認している形跡もなかった。マスコミによっても、神戸市の布施畑環境センター（処分場）にガレキと一緒にアスベストが持ち込まれていたという実態などが報道されている。

被災による困難は前提としながら、具体的状況

にに応じた実効ある対策と作業者への防じんマスクの適切な着用（使い捨てマスクも使用期間を超えて着用してはならない）の徹底が急務である。また、住民に対してアスベストの危険性の周知対策、危険個所の表示・立入禁止等の情報を確実に提供し、また安易な「安全宣言」などは決して行わずに長期的な環境の監視を実施することが必要だ。むしろ、復興計画の中で、この機会にアスベストを含有しない建材の使用促進が打ち出されるべきである。

「安全センター情報」（1995年3月号）

環境監視研究所（大阪）の中地重晴氏は、2月18日に、神戸市東灘区の国道2号線交差点付近のKマンション解体現場で、アスベスト飛散状況を測定した。この現場は、アスベスト根絶ネットワーク（東京）の依田彦三郎氏が発見し、2月8日付の東京新聞朝刊で大きく報道された所である。

了後も隣の神戸信用金庫東灘支店の植え込みなどに青石綿の塊が散乱していた。神戸市の大気係に通報したところ、約2週間後によりやく神戸市が除去作業を行った。

3月9日に現地を訪れた際には、すでに整地もすんでいたが、かたわらの残土には吹き付けアスベストの残骸がみられた。この時期、被災地ではようやく、現場を防音シートで覆ったり、散水しながらの工事が行われるようになってきたが、吹付けアスベストの除去に関しては、ズサンな処理がまだまだみうけられた。

■被災地のアスベストネットワークが発足

1月17日以降、アスベスト根絶ネットワークの温品さん・依田さんが神戸に來られ実態調査が行われてきた。また被災地でのアスベスト対策をどうしていくのかについて、各地域に入っているボランティアグループからの問合せが増え、3月中頃よりアスベスト対策を考えるネットワーク作りが始まった。

成できるようにする。

- ④ 市民向けのアスベスト対策のシンポジウムを開催する。

5月27日午後1時半から元町の兵庫県私学会館で行う。アスベストの危険性、被災地での飛散状況、マスクの入手方法など今までの取り組み報告を行う。

- ⑤ マスクの入手方法、必要性の情宣。
環境省や神戸市の指示で防じんマスクの各メーカーがスーパードコンビニ、キヨスク、薬局などでマスクを販売するようになってきている。各地域のボランティアが防塵マスク販売所のリストを作る。

アスベストの危険性やマスクの重要性やマスクの重要性を記したビラと一緒にマスクを小中学生や先生に配布するような活動も行う。

■アスベストを見つける講習会

「被災地のアスベスト対策を考えるネットワー

6回の会合を重ねる中で、各回多くのボランティアや住民・避難者などの参加者があり、関心の高さがうかがわれた。

1年とも2年とも言われる倒壊家屋・ビルの解体撤去作業によって飛散するアスベスト対策をどうしていくのか。3月25日の会合で、住民、ボランティアの手で継続して対策を考えていくネットワークの発足を確認した。

これまでの活動をふまえ、ネットワークとしての今後の活動は以下のように方針化された。

- ① ビルの解体など発生源対策の強化、危険性の住民への周知、マスクの配布など、アスベスト対策を強化するよう、行政に要請文を送る。
- ② 神戸市の担当者との対策の現状について話し合う場を持つ。
- ③ 倒壊したビルの吹きつけアスベストの見方、法講習会。吹きつけアスベストの見つけ方を現地に学び、各地域で活動するボランティアが自分たちで「吹きつけアスベスト分布地図」を作

く」は3月末、アスベスト飛散とその健康被害を心配する住民やボランティアと専門家によって結成され、解体・改修工事の監視活動、啓蒙活動などを開始した。4月13日には、神戸市に要望書を提出し、きちんとしたアスベスト対策を講じるよう、話し合いを行った。

当初は、国・自治体が支払う解体撤去費用にアスベスト対策費が盛り込まれていなかったが、ようやくアスベスト対策費も認められるようになってきた。こうした動きを背景に、神戸市はアスベストを事前撤去しないまま行われていたビル解体工事を2件見つけ中止させていたが、これは氷山の一角にすぎない。

ネットワークでは、倒壊した建物の吹付けアスベストを住民やボランティアが見つけれられるよう、見つけ方講習会を開いた。40名近い参加者とともに三宮の繁華街を歩いた際、三宮センター街の軒先に吹き付けアスベストを発見した。神戸でも有数な商店街で、買い物があふれているその頭の上に、吹き



1995年5月11日付 神戸新聞

付けアスベストが露出している光景にぞっとした。神戸市に対策を問うたところ、アスベスト含有岩綿であるが、きちんと撤去するよう商店街を指導するという回答を得た。

その後のメンバーの調査で、青石綿が吹き付けてあるビルの工事を2件確認している。1件は作業中に青石綿の吹き付けが露出していたにもかかわらず、解体工事が続行されていた。解体を請け負ったゼネコンの現場責任者・神戸市と話し合い、きちんとした撤去工事を約束させた。

もう1件は鉄骨や天井に吹き付けられた青石綿の塊が、改修工事に伴って床に落下し、散らばっていた。従業員の間にはマスクをしていなかった。工事業者に対し、最低限防じんマスクを着用し、ポリエチレンシートで養生し負圧状態で作業するように申し入れた。

わずか30分足らず繁華街を歩いただけでこういう危険な解体・改修工事に出くわすのが神戸の現状であった。すでに被災地のアスベスト濃度はかなり高

く、約10名の下請け作業員はマスクもしていなかった。

「石綿がついているとスクラップ屋が鉄骨を引き取ってくれない」ので、解体現場で青石綿を振り落とす。落ちた青石綿の塊を作業員がマスクもしないでホウキで掃いていた。まさに気の遠くなるような光景だった。

作業員に防塵マスクを配ると、いそいで着用して

くなっており、健康を守るためには、防じんマスクが必要になっている。

そこで、「阪神大震災マスク支援プロジェクト」が開始され、3月に銀行口座が開設された。募金を集め、住民・ボランティア・解体業者などのアスベスト被害を最低限にとどめるため、防じんマスクを配布する活動の開始である。募金とマスクの現物提供により、5月までに約6万枚のマスクが配布されたが、被災地の小中学生に一人1枚ずつ配布するだけでも、さらに約20万枚が必要であった。

■アスベスト次々露出

アスベスト根絶ネットワークが発行した「ASN ET」（1995年5月22日号）には、違法解体が横行している作業現場の実態が報告されている。以下紹介する。

神戸市東灘区のKマンションが地震で倒壊し、5階建ての鉄骨に吹き付けられていた青石綿がむき出しになった。2月中旬から解体工事が行われたが、

いた。解体現場のすぐ近く、通行人が通っている場所のアスベスト濃度は160本/辺、250本/辺というものすごい濃度だった。

神戸市中央卸売市場東部市場（東灘区深江町）の市場棟の梁は、青石綿が吹き付けられていた。地震で壊れた梁を補強する時にはがした青石綿の塊が床に散乱していた。

解体する部分の青石綿は事前に除去されたが、工事中に青石綿が外部に飛散していた。東部市場解体工事の元請けは大手ゼネコンだった。

4月下旬の段階では、ビルを解体する前に天井裏などを調べている場合もある。しかし、別のゼネコンが解体していた商業ビルでは、解体途中で青石綿がむき出しになったにもかかわらず、石綿を事前除去しないまま、散水もせず、多くの作業員がマスクもしない状態で、解体作業を続行していた。現場責任者、労基署、神戸市の気係に連絡して、工事を中止させ、アスベストを除去してから解体することを確認した。

元町駅前の商業ビルの鉄骨、デッキプレート（天井の鉄板）にも青石綿が吹きつけられていた。解体業者が改修工事を行っていたが、床に青石綿の塊が散乱し、従業員の多くはマスクもしていなかった。コンクリートガラと一緒に青石綿の塊が車に積み込まれ、目抜き通りの歩道に青石綿の塊が落ちていた。

被災地のビル解体に際して行政のアスベスト対策は吹き付けアスベストに限定されていた。しかし、ピータール、ケイ酸カルシウム板などのアスベスト建材が使われているビルをそのまま重機で解体すれば、大量のアスベストが飛散する。

実際、東灘区の御影第一住宅の解体工事現場で2・5本/辺のアスベストが検出された。このマンションには吹きつけアスベストはなく、床にピータールが使われていた。

兵庫県が4月に作成した「阪神・淡路大震災における民間倒壊建物の解体撤去に関する指針」は、「吹付け石綿以外の飛散の恐れのある石綿を除去・

考えるために連携して行動している市民、ボランティアです。私たちは今回の解体作業が通常の解体作業と異なり、非常に危険な状態で行われていることに気づきました。

一つには地震によって倒壊したため、余震で隣の建物に倒れかかったりしないように、解体作業の緊急性が最も重要とされています。傾いたり、道路にはみ出したりしたために、「粉塵の飛散防止や遮音のためのシートを立てたり、作業者の安全のために足場を組むことができない」としてがれきの山の中にコンボヤクレーンなどの重機が直接のぼり、危険な状態で解体作業が進められているのがほとんどです。

次に通常の解体作業なら、中にある家財や事務機器、書類などを持ち出した後で、解体作業に入ります。今回は予期せぬ大地震で倒壊したため、貴重品や書類、家財などを持ち出すことができず、埋もれた状態のままのことが多いのです。意図的に水をかけずに、貴重品を探しながら作業する場

処分する必要のある建築物の解体・撤去工事は、必要に応じて、（先行除去を規定する）本章の規定を準用する」「解体材の分別処分のため、躯体の解体・撤去に先立って、設備機器、内装材等の撤去を行う」としている。

■神戸市への要望書

4月13日、被災地のアスベスト対策を考えるネットワークは、神戸市に対して以下の「アスベスト飛散防止に関する要望書」を提出した。

今回の兵庫県南部大地震によって、17万棟以上の家屋が全半壊し、鉄筋のビルでも数千棟以上が崩壊しまた使用不能になったと言われています。現在各地でその解体作業が進行中です。解体作業に伴って、相当量の粉塵やアスベストが飛散しており、労働者や住民の健康に悪影響を与える恐れがあり、心配しています。

私たちはビル解体に伴うアスベスト飛散対策を合も多いようです。水をかけずに作業をするために、粉塵の飛散が助長されている状態です。

また、時には、マンションや雑居ビルではそこに住んでいた人たちが一日中作業現場のすぐそばで解体作業を見守っている光景をよく見かけます。家財や貴重品がでなければ、自分や肉親のものがどうか確認することが行われています。ほとんどの方が防塵マスクを着用していません。粉塵の害について知識もありません。作業者と同じ程度に被ばくしてしまう人たちが多いのに心を痛めています。

この度、環境庁から第2回環境調査の結果が発表されました。平均値でも前回の1・0本/辺から1・2本/辺と上昇し、最高値は6・0本/辺と前回を上回っています。大気汚染防止法による排出基準と比較して、県は「ただちに問題にはならない」としていますが、通常の住宅、商業地区での平均濃度0・15本/辺と比較して、平均値では約8倍、最高濃度は約40倍の高濃度になって

います。

また、重要なことは大気汚染防止法による排出基準の10本/辺はアスベスト製造工場の敷地境界濃度であり、これを一般居住地の環境濃度に当てはめることは危険すぎると思われれます。

アスベストは、ばく露後十数年の年月を経て、アスベスト肺、肺癌、悪性中皮腫を発症させる原因となることは、すでに医学的に立証されています。また、その値がいくら以下だったら安全という濃度は定かではありません。一旦発症すれば、予後不良で悲惨な経過をたどり死にいたりします。私たち市民は自分の健康のために、とりわけ、将来ある子供たちの健康のために手を尽くすのは当然の権利であり、行政もその義務を負わなければならないと考えています。

もちろん、震災後の復興は確かに大切です。しかし、復興の名のもとに不法な解体工事がまかり通り、将来被災地の住民が健康を損なうような事態になれば、なんのための復興かわかりません。

るのか。調査地点名と濃度とを公表すべきではないのか。

〈発生源対策〉

① 神戸市が実施した倒壊したビルの吹き付けアスベストの使用の有無の調査結果を早急に公表すること。吹き付けアスベストが確認された建物名は公表し、入口に表示することを義務づけること。

② 吹き付けアスベストのある建物の解体に際しては、アスベスト撤去工事を行うことから、解体作業にとりかかるよう指導を強化すること。必要に応じて立ち入り調査を実施して、作業実態を把握すること。

③ ビル解体費の公費支出にアスベスト調査費用、除去費用を盛り込むこと。

④ 吹き付けアスベストの存在が確認されなかった建物の解体工事でも、アスベストは建材として使用されており、極力粉塵を発生させないよ

アスベストに起因する癌は予防すれば発症を防げる数少ない癌であるからこそ、明日からと言わず今日から、もっと徹底したアスベスト飛散防止対策を講じるよう以下の項目について要望致します。

〈行政のアスベスト対策の現状について〉

① 解体予定のビルのおよその数、そのうちどれくらいの建物にアスベストが使用されているのか、環境庁と兵庫県は吹き付けのあるものは約3%と発表しているがその根拠はなにか。どう言う調査をしたのか明らかにされたい。

また、東京都の民間の建物調査では約50%に吹き付けアスベストが使用されていた例と比較すると非常に少ないように思われるが、その理由は何かあるのか。

② 環境庁の調査ではアスベスト濃度を平均値で評価しているが、3本から6本/辺と高濃度の地域があるが、こういう地域はどう評価してい

う解体広報についての指導を強化すること。

⑤ 建材や吹き付けのアスベスト含有を確認するために、市民から申し出があった場合、X線解析などの調査のための窓口を設け、無料で受け入れること。

⑥ 定期的に環境中のアスベスト濃度を測定し、市民に対して公表すること。測定回数と測定地点を増やすこと。特に六甲山麓付近での調査を実施すること。

⑦ アスベストの除去、解体作業で排出されたアスベスト廃棄物は廃棄物処理法で規定する特別管理廃棄物として、コンクリート固化するなどの処理を行った上で、最終処分すること。

⑧ 解体作業で排出された災害廃棄物、がれきなどの野焼きは即時中止すること。また、災害廃棄物の中間処理、最終処分の過程で環境汚染を引き起こさないよう対策を講じること。

灘浜中間処理場付近のアスベストの飛散状況を調査すること。

〈住民への健康調査〉

- ① アスベストの危険性及び防塵マスクの必要性について、市民が理解できるように広報すること。
- ② 学校及び生徒の通学路周辺での解体作業については、特にアスベスト飛散防止を徹底すること。アスベストの危険性を知らせるとともに、防塵マスクを着用するように生徒に指導すること。
- ③ 特に学校及びその周辺のビル解体作業については、アスベスト飛散防止を徹底させること。教育委員会を通じて、公私立学校長にアスベストの危険性、防塵マスクの必要性を周知徹底させること。
- ④ 特に学校及びその周辺のビル解体作業については、アスベスト飛散防止を徹底させること。学校の休校時に解体工事を実施するように指導すること。また、アスベスト飛散防止が不十分と父兄が判断した場合、児童生徒の欠席には配慮すること。

らみてもっとあるはずだが、調べる方法がない。解体工事を請け負ったゼネコン工事の状況など報告することになっている。今のところ10カ所程度で除去工事が実施されている。個人、中小企業などの建物を解体する時は所有者、解体業者、神戸市の三者で契約するのでアスベスト撤去費も公費助成に入っている。

〈アスベスト濃度〉

アスベスト濃度が平均的に高くなっている事は認める。今後は神戸市としても継続して（数年程度）、環境中のアスベスト濃度の測定を実施していきたい。どの様にやるのか、現在検討中。神戸市としては総合的なアドバイス対策について指針をまとめるように作業中である。近々（5月末か？）公表の予定である。

〈アスベスト廃棄物の処理〉

解体、撤去作業で出たアスベスト廃棄物はコン

- ④ 市民が容易に防塵マスクを入手できるように、製造メーカーおよび小売店に働きかけること。防塵マスクを販売している小売店を紹介するなどの対策を講じること。
- ⑤ 希望する避難者には、保健所や避難所で防塵マスクを配布すること。
- ⑥ 復興に際してアスベスト製品を使用しないように、建設業者や市民に指導すること。

■要望に対する神戸市の説明

4月13日、被災地のアスベスト対策を考えるネットワークと環境局指導課大気係との話し合いがもたれた。神戸市から説明のあった内容を項目ごとに簡単にまとめると以下のとおりであった。

〈撤去工事の現状〉

神戸市が職員を派遣して1200から1300の建物を外から見ると調査し、吹きつけアスベストを確認した建物が約3%ある。東京都の調査などが

クリート固化した物だけ、布施畑処分場で受け入れている。それ以外はダメである。

〈マスクの必要性について〉

市民が電話してこられたらマスクを着用するよう指導しているが、市の広報などで全体的に広報することは考えていない。震災対策で載せるべき内容は多すぎる。小中学生に関する要望は教育委員会に伝える。防塵マスクについては救護物資として一部の保健所などで配布している。市としてそれ以上やるかどうかは、判断していない。

〈市有施設のアスベスト撤去〉

学校、港湾倉庫などの吹き付けアスベストの有無については担当が住宅局営繕課なので、そちらの担当者に調べさせ、公表できるか検討する。

この時点で、環境省が2回にわたって発表した被災地域のアスベスト濃度は全国平均と比べて平均値

で10倍、最高値で40倍の高濃度になっていた。吹き付けアスベストが確認された建物約40棟から発生しただけとは到底考えられない。神戸市が把握していない吹きつけや建材から飛散したアスベストによって濃度が高くなっていると推定される。神戸市の認識に甘さはなかったのか。

■健康を損なう粉じんばく露

1995年11月24日の朝日新聞朝刊は、「壊れた建物を解体する作業者の一部は、健康を損なうほどの粉じんの中で働いている」と報じた。淀川勤労者厚生協会社会医学研究所の中田実所長が、第35回近畿産業衛生学会（11月11日開催）で「阪神大震災被災地区における粉塵暴露」と題した発表を紹介する記事であった。

「中田所長らの研究グループは、5月から20回被災地を訪れ、作業員26人のえりに採じん装置をつけて作業時間中の粉じんを採取した。その結果、調査対象の27%が許容基準を上回る粉じんの中にいた。

そこで、2月に阪神大震災マスク支援プロジェクトを発足させ、マスク募金を募り被災地の子どもたちを中心にマスク配布を開始した。募金は約730万円が集まり、マスクも4万4000枚の提供を受け、合計約7万7000枚のマスクを配布した。

神戸市中央区ボランティア、神戸YMCAなど多くのボランティア団体もマスク配布を始めた。こうした活動がマスクミで報道されるなかで住民の関心も高まり、アスベストに関する問い合わせや情報が殺到するようになった。

神戸市立灘小学校を訪れた時のことである。前もって知らせておいたこともあって職員室のドアを開けたとたんに教頭先生（女性）の熱い歓迎を受けた。「待ってたんよ、うれしいわぁ」「マスクが足りないんよ、うれしいわぁ」「ぎっと来てくれると思ってたんよ、うれしいわぁ」と。

マスク支援の運動は阪神地域ではすでにマスクミ等で紹介されていたこともあって、どの学校でも大

産業衛生学会が総粉じん 1m^3 あたり8 μg と勧告した許容濃度を上回る量の粉じんを吸っていたのが26人中6人。また、許容濃度が 1m^3 あたり2 μg 以下となっている0・007 mm 以下の細かい粉じんでは、2人が基準値を上回っていた。しかし、作業中にマスクを着用していたのは26人中2人だけ。「震災で壊れた建物を解体する作業者の一部は、健康を損なうほどの粉塵の中で働いている」という記事である。

作業員のえり元で測定した粉じん量が許容濃度を超えているということから考えても、作業現場において作業者はかなりの量のアスベストにばく露していることが予想される。

■阪神・淡路大震災マスク支援プロジェクト

アスベスト根絶ネットワークは、2月段階から被災地の住民向けにマスクを配布してきたが、マリ・クリスティーンさんから「特に子どもたちの健康が心配」と防じんマスクの大量配布の提起があった。

歓迎され、感謝された。

マスク配りに各学校を訪問した際、マリ・クリスティーンさんがマスクの正しい使い方を教える授業も行われた。

神戸市立生田中学校では職員室でマスクを贈呈した後、居合わせた先生方にマスクの使い方を実演し、校長先生をモデルにして全校生徒向けの放送用ビデオ撮りも行われた。これは「学校に設置してあるビデオ設備を使ったらいかがでしょう」という放送担当の先生の提案で実現した。学校側も「プロジェクト」の運動に非常に協力的であった。ぶっつけ本番で、マリさんによるこんな授業も行われたのだ。

神戸市立山の手小学校では被災者が教室にいて校舎が使えず、授業は校庭に建てられたプレハブの教室（2年2組）で行われた。マリさんは子どもたちに被災のお見舞いと、いま復興作業によって粉塵が舞っていること、自分の健康は自分で守らなくてはならないこと、そのために、わずらわしいが外出の

ときはマスクをすること、そのマスクは正しく付けなければならぬことなどを、丁寧に語りかけた。神戸市立楠中学校でも2年生の教室で授業が行われた。中学生ともなると、さすがに現実を直視しているのか、マスクと必要性を理解してくれた。テレビ取材が行われたこともあって、はにかみながらのマスク講習会であった。

■長田のマスクプロジェクト

アスベスト根絶ネットワークによるマスク支援プロジェクトとは別に、長田ボランティアルームのメンバーもマスクプロジェクトを開始していた。「長田ボランティアルーム」では、学生ボランティアや福祉職員らが参加し、震災後まもないうちから新聞を通じ、全国にマスクの必要性を訴えた。約5万5千個のマスクを集め、住民に配るなどの活動を展開した。

岡本泰典さん（当時18才）もその一人。「長田区は広い範囲で焼け野原になり、粉じんが酷い状態では

した。ぼくも活動のなかでアスベストの存在を知って驚き、とにかく危険性を訴えながら配りました。他の区との連携や、アスベストについての情報提供に力を入れています」と語り、その活動内容を以下のように記している。

「あなたのお子さん大丈夫ですか？」長田の街でこの見出しビラをマスクと一緒に配りました。直接的なこの言葉が功を奏したのか、住民の方、特に小中学生の親御さからアスベストに関する問い合わせが多くなりました。

被災地では非常に急ピッチな解体作業のため、膨大な量の粉じんが街中に蔓延し、歩いているだけでのどが痛くなる程でした。気管支系に持病があったぜんそく患者・公害認定患者の方が死亡したといった報道もありました。そして何よりも空气中に発がん物質であるアスベストが高濃度に飛散している問題が深刻化してきました。特に子どもたちへの影響が懸念されます。



長田ボランティアルームが配布したチラシ

そんな中で2月初旬、長田ボランティアルームに、この汚れた空気から少しでも住民の方々の体を守ろう、守る手助けをしようと、マスクプロジェクトが発足しました。基本方針として三つの大きな柱をたて、各々の団体の得意分野を生かして実行しました。

■マスクの必要性と効果

3本柱一つ目は住民に対するマスク啓蒙運動として、マスクの必要性・緊急性とその効果を訴えることです。マスクを着用する習慣を持ってもらうため、マスクを通じてマスクを全国から募集し、集まったものをアスベストへの注意を促したビラと抱き合

わせて、避難所や小中学校、幼稚園や保育所に配布しました。毎回各所の生徒数や避難者数、どれくらいの方がマスクをつけているかを調査し、対策本部や教職員の方々の協力を求めながら行いました。駅前や商店街での街頭配布も続けながら、被災地のアスベストの現状と危険性が住民の皆さんに伝わるよう努めました。目立って粉じんのひどい解体現場が見つければ即その地域に向かい、周辺一帯にいる住民や近くを通る人にマスクを配布することもありました。最終的に配布したマスクの総数は5万以上になりました。

マスクによる自己防衛は長期に及ぶことですし、住民自身が取り組まなければなりません。しかし私たちはマスクプロジェクト開始当初からボランティアの行き届く範囲、マスクの数量には限りがある事を感じていましたし、容易な配布はともすれば、「マスクをつけさえすれば安全だ」という誤った印象をあたえかねないので、あくまでも「マスクをつ

けなければならぬという意識」を届けるという姿勢を保ちました。

■身を守る情報と知識の提供

方針の二つ目は、事実やデータに基づく正確な情報と身を守るための知識を提供することです。被災地ではアスベストに関する知識が圧倒的に不足していました。被災地のアスベスト問題が何度か報道されましたが、アスベストが実際どんなものか、ほとんど知られていませんでした。ボランティアが提供できるマスクには限界がありますから、基本的にはマスクは住民の方々自身で入手していただかねばならないと考えていたので、そのためにも情報提供は重要な課題でした。

情報媒体として、震災後ピースボートが発行していたミニコミ誌を活用しました。この中で継続的なアスベスト問題の特集を組んでマスクの着用を訴え、それに平行して区内の粉塵のひどい箇所を示した「粉塵調査マップ」を毎週掲載したり、どんな種

望しました。

新聞社などにもアスベストの性質や現在の飛散状況など細かい知識を掲載するように求め、できるだけ多くの方にマスクの必要性を感じてもらおうと手をつくしました。

以上が長田区でのマスクプロジェクトの概要です。私たちが最も気をつけたことは、ただマスクを配るだけで終わるのではなく、なぜマスクが必要なのかを住民の方に理解してもらうことでした。アスベストはボランティアにとっても切実な問題でしたから、ボランティア内で勉強会を開いたり、外出時にはマスク着用を義務づけるなどして身を守るようにしました。

私たちの活動は深刻なアスベスト問題の一時しのぎに過ぎません。今度は住民の方々が一人一人、自分自身のために防衛し続けていく必要があります。

そしてもうこれ以上汚染を悪化させぬように、解体現場の監督強化や吹きつけアスベストの飛散防止

類の防じんマスクがあるのか、アスベストに効果のあるマスクはどんな物か、どこで売っているかなど、実際に必要とされる情報を直に提供し続けていきます。

また避難所や小中学校の運営スタッフに詳しい資料を届けて、避難している人や生徒さんにできるだけ啓蒙してくれるようお願いしました。「保健所だより」でマスク着用を呼びかけたり、窓口に防じんマスクを置くなど、保健所にも協力していただきました。

■マスクを入手できる環境作り

3本柱の最後は、住民が防じんマスクを簡単に手に入れられる環境を作るための活動です。

防じんマスクは本来、粉じん作業などの従事者専用の物で、一般の人々には無縁でした。取り扱っている店も非常に少なく、すぐに手に入らない状態だったので、長田の街にもっとマスクが行き渡るように、保健所と連名でマスクメーカーや小売店に要

などの発生源対策を徹底していくことがこれからの課題でしょう。

神戸の空気が一刻も早く、安心して生活できるようなものになるように願っています。

■地震・石綿・マスク支援プロジェクトの展開

阪神・淡路大震災後、私たちが心配していた出来事が、2008年3月に起こった。地震による倒壊建造物の解体・撤去作業に従事した男性が、胸膜中皮腫を発症し、労災に認定されたことが明らかになった。地震大国・日本では、大都市部を襲い甚大な被害をもたらす新たな地震発生が警戒されている。私たちは、その時発生する環境問題、とりわけアスベスト対策は十分かと、この経過の中で考えさせられた。「その時では遅い」、災害が起こる前にアスベストを使用した建造物の把握、そして除去が求められていることを痛感した。

そこで、阪神・淡路大震災時に取り組まれた「マスク支援プロジェクト」を継承・発展させ、「地震・

第
6
章

中皮腫発症の現実



労働者に相次ぐ中皮腫発症

■震災にかかわった人たちの労災認定

阪神・淡路大震災後、建物の解体やがれき処理に携わった労働者が中皮腫といったアスベストによるがんを発症し労災、公務災害が相次いでいる。報道で明らかになった人だけで8人(2025年3月現在)。発症の原因が大震災であるとは言い切れず明確な答えは出ていないが、かなり疑わしい事案であることは間違いない。その人たちについて記録しておきたい。

2008年3月5日付神戸新聞は、「震災時作業に『労災』／『全国初』と支援組織」と報じた。被災地で解体作業をしてアスベストを吸い、中皮腫を

発症したとした兵庫県内の30代男性について、姫路労働基準監督署が労災認定していたことが判明した。神戸新聞だけでなく、全国紙も同様に報じた。

これが震災アスベストによる健康被害を伝える初のケースとなった。だが、この5日後の3月10日、当時の井戸敏三兵庫県知事は定例会見で「今回の労災認定は、震災での解体作業と中皮腫発症との直接の因果関係を認めたのではないと承知しています」と発言。さらに「中皮腫の発症は、かなり長期間の後でないと発症しないと考えられています。労災の認定基準は石綿によるばく露作業への従事期間が1年以上で中皮腫を発症していると労災認定されることになっており、いつの時点の被ばくが原因なのかは問われていません」と指摘している。

つまり、井戸知事は、①一般的な中皮腫の潜伏期間を考えると、発症までの期間が短すぎる②震災時の石綿が中皮腫を引き起こしたという証拠がない。どの時点のアスベストばく露が原因なのかわからない——といった内容を説明した。

同日、兵庫県疾病対策課が出した発表資料でも次のように記述されている。

「兵庫労働局等に聴取した結果も踏まえ、以下の通り発表します。『震災での解体作業と中皮腫発症との直接の因果関係を認めたものではない』」。兵庫県は震災アスベストと中皮腫の発症との因果関係を

全面的に否定した。

県が震災によるアスベスト被害を否定する一方で、住民らには不安感が広がった。アスベ

ストによる被害者を支援するNPO法人ひょうご労働安全衛生センター(神戸市)が3月9、10日に相談窓口を設けると、100件以上の相談が寄せられた。その後も、同センターが電話相談のホットラインを設けるたびに、不安の声が寄せられている。それから4年後の2012年。震災アスベストによる健康被害としか言いようのない事例が明らかになった。

■たった2カ月の作業

震災直後からたった2カ月、被災建物の復旧作業に携わった宝塚市の男性、Nさん(当時65歳)が中皮腫で死亡し、2012年8月に西宮労働基準監督署から労災認定されている。

同年8月24日、芦屋市内でNさんの妻、T子さんが、NPO法人ひょうご労働安全衛生センターの西山和宏事務局長らとともに会見を開いた。会場には新聞、テレビ局など10社以上の記者が集まり、関心の高さをうかがわせた。





家屋の解体、処理が進む現場（神戸新聞社提供）

Nさんは高校卒業後、流通関係の事業所で勤務。この経験を生かして1974年から自営で衣料品販売を始めた。個人セールスや展示会が主な業務だ。アスベストを扱う仕事をしたことはなく、アスベスト工場付近で暮らしたこともなかった。

宝塚市に住んでいたNさんは1995年、阪神・淡路大震災で自宅が半壊。顧客は神戸・阪神間が中心だったため、衣料品関連の仕事がなくなり、同年2月から約2カ月、知人の紹介でアルバイトとして復旧作業に携わった。

した。

狭い一室で職人が電動ノコギリで建材を加工していた記憶もあった。Nさんが吸い込んだ粉じんがアスベストなら、職人ら他の人も吸い込んでいたのだろう。

仕事を終え、自宅に帰ったNさんは、妻のT子さんに「家が崩れ、すごいことになっていた」などと倒壊家屋の状況を話していたという。衣料品の仕事をしていたときはジャケットにネクタイ。だが、この2カ月に限っては、ジャンパーに野球帽をかぶって出勤し、帰宅するとジャンパーや帽子はほりだらけになっていた。T子さんは服や帽子を摘み上げ、「汚いね」とNさんに語りかけた。はたくと、ほこりが飛び散っていたという。T子さんは「衣料品の仕事ができなくて悩んでいるより、外に出て体を動かしている方がよかったです。悩まなくて済むし、被災家屋の片づけは被災者のお役に立てる、と思うような人だったんです」と振り返る。

復旧作業といってもNさんは素人。被災建物の屋根瓦や廃材の片づけ、マンションの一室の補修や改修工事現場で出た廃材の片づけや清掃作業が主なものだった。

作業場所について、生前、Nさんはこう言っている。

「芦屋市の阪急電車の北側にあった一戸建ての改修工事、西宮市のマンションの改修工事、神戸市長田区か須磨区での被災住宅などの片づけ、西宮市の国道171号付近での被災住宅などの片づけ……」。いずれも被害が大きい地域だ。

またNさんは関係者にこんなことも語っていた。あるマンションの改修工事現場について、「部屋内にすごい量のほこりと粉が舞う状況だったのを覚えてきます。それらのほこりや粉がアスベストであったのかどうかは分かりません。壁や天井をはがして解体し、新しく作り直すという工事でした。ほこりや粉が舞って前が見えない時もしょっちゅう。粉じん用のマスクやメガネなどはせずに作業をしていま

95年4月以降は本来の衣料品の仕事に戻っており、この約2カ月以外は建築、解体、工事の現場などの仕事はしていない。

体に異変を感じたのは、2010年10月ごろ。しんどかったり、熱っぽかったりしたので医療機関で受診したが、その後も良くなかったため、同年12月に総合病院に赴いた。エックス線検査を受けると、医師は険しい顔で「仕事は何をしていますか」「尼崎で勤めていましたか」「20〜30年前はどこでどんな仕事をしていましたか」と、矢継ぎ早に質問されたという。

Nさんが不思議に思い、なぜそんなことを聞くのか尋ねると、医師は「どこかで間違いなくアスベストを吸っているはずです」と。Nさんは「絶対にそんなことはない」と否定した。この後、Nさんは石綿疾患に詳しい大学病院を紹介され、2011年1月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

「どこかでアスベストを吸い込んだ」と言われても、NさんにもT子さんにも全く心あたりがなかつ



生前のNさん

しれない。会見では東日本大震災の被災地を意識しながら、がれき処理、復旧作業の危険性を強調。T子さんは夫を失ったつらさに耐えながら、「（発症の恐れがあることを）皆さんに知って頂きたいという思いでいっぱい」と訴えかけた。

それから1年後の2013年8月、宝塚市内でもう一度、T子さんと会って思いを聞いた。この記録を記しておきたい。



夫との闘病について話すT子さん＝2012年8月、芦屋市

もそうだった。工場周辺で石綿による健康被害が相次いでいるクボタ問題は知っていたけど、私たちに「関係ないと思っていました」

アスベストを吸い込んだことを認めないと、前に進めない。治療するうえでも認めざるを得なかった。居住歴や職歴を振り返り、何度も記憶をたどってみた。アスベストを吸い込んでいたら、震災後

た。

T子さんは当時をこう振り返る。

「何度も何度もアスベストと言われると、認めたくないけど、認めないという葛藤があった。打ち消したいけど、打ち消せない。私もお父さん

の2カ月しか、あり得なかった。

2011年6月、西宮労働基準監督署に労災の休業補償や療養補償を請求。Nさんはその結果を知ることなく、同年10月6日に容体が急変して亡くなった。

中皮腫の労災認定は1年以上の石綿ばく露作業に従事していたことが要件となっている。Nさんの場合、わずか2カ月。異例の認定と言えた。

2012年8月24日の会見で、ひょうご労働安全衛生センターの西山和宏事務局長は「震災の復旧作業に伴って多くの石綿が飛散していたことを物語っている。東日本の被災地でもがれき処理が行われている。作業員は専用のマスクをつけるなど対策が必要、行政もしっかり指導してほしい」と呼びかけた。

Nさんの妻、T子さんは「がれきの中のアスベストなんて考えもしなかった。お父さんは悔しかったと思う」と涙を浮かべて訴えた。

震災がれきの中にアスベストは含まれているかも

—— 恰幅のいいご主人だったんですね。

「若いときは陸上をして体を動かすことが好き。野球もやっていましたから。身長は167、8センチくらいですけど、肩がすごい筋肉でした。どっしりした感じでバタバタとしない人でした」

—— 十数年たって、震災のときの作業が原因だということをどう受け止めましたか。

「アスベスト被害なんて間違いだと思った。医師にアスベストが原因と言われても、主人も『絶対にそんなことはない』と言ってました。わずか2カ月の作業。本当にうそであってほしいと思った。お父さんは私以上にそう思っていたんじゃないかな。これから、もっともつと自分のしたいことができる、と思っていたところでしたから」

—— ゆっくり過ごそうと思っていたんですか。

「ドライブが好きだったから、次に買う車も自分で考えていて、入院先の病院でもテレビを見て、『ここに行こう、あそこに行こう』と書き留めていた。日産さんに電話して、営業マンからパンフレットを



Nさんの帽子を前にして語る妻

もらって病院でも見ていた。亡くなる2、3週間前に送ってきて、病院に持って行きました」

——つらかったですね。

「最後の最後まで、これ（中皮腫）で自分が死ぬとは言わなかったし、そういう素振りも見せなかった。絶対に治すと言ってましたから。私は『そうね、がんばろうね』と言ってました」

——2012年、会見に出ましたね。

い」

■がれき回収

2012年7月6日、明石市は「環境部職員が『中皮腫』を発症していることが判明しました。現時点では、原因は不明ですが、平成7年の阪神・淡路大震災でのがれき処理におけるアスベストが可能性の一つとして考えられます」と発表。市は震災前の1994～97年度に大久保清掃工場（後の明石クリンセンター）に在職した職員約200人にアスベスト検診を実施することも明らかにした。

発表には職員室長ら3人が並び、「（職員の）通常業務は家庭ごみの収集で、その作業でアスベストを吸い込んだとは考えにくい」とする一方で、「震災がれきにアスベストが含まれていたかどうか、確たる証拠はない」などと終始、慎重に発言。翌7日付朝刊で、新聞各紙は「明石市職員が中皮腫／阪神・淡路でがれき処理従事」などと大きく報じた。

2日後の7月9日、井戸敏三・兵庫県知事は定例

「本当は嫌だったです。話したくありませんでした。ですが、安全センターに『2カ月でこんな病気になるって、お父さんのメッセージを伝えてください。苦しんでいる人のために』と言われ、決めました。お父さんの死を無駄にしないために行った。お父さんの思いを届けたと思った。私一人がうじうじしていても、お父さんは喜ばないなって、それを出させてもらった」

——あの場（会見）で伝えたかったことは？

「東日本大震災で被害を受けた東北の方々のことを思った。お父さんは2カ月足らずだったじゃないですか。若い人たちが会社の休みを利用してボランティアに行っている。そのお気持ち、何十年か後に悔いが残るようなことがないようにしてほしい。私たちと同じ思いをしてほしくないと思う。お父さんはたった2カ月で、こんなことになった、と訴えたかった。アスベストによる病気は医療現場でさえ、手探りなんです。これから患者が増える可能性があるのだから、もっともっと研究を進めてほしい」

記者会見で再び「原因が阪神・淡路大震災だとはなかなかかなりにくいのではないかと否定的な見解を示した。知事はこのとき、アスベスト疾患の発症について「注意深く見守っていかなくてはならない課題」という認識を示しつつも、「私たちは阪神・淡路大震災のがれき処理を行う時には、アスベストの状況をあわせて測定しながら行っており、その時に環境基準を超えていたような事例は本当に少なかった」とも述べている。

県や環境庁（当時）が震災、一般大気の濃度調査や解体現場の付近で調査はしているものの、がれき処理に合わせて実施しているという実態はなかったことは付け加えておきたい。

環境庁などの一般大気の調査は「大気1辺当たり石綿繊維10本」という基準を超えていない。しかし、熊本学園大の中地重晴教授の調査では、解体現場付近で「大気1辺当たり160本、250本」という基準を大幅に超す調査結果も明らかになっている。

震災がれきと中皮腫発症の因果関係を否定的に述



大震災で、がれきを搬入した場所を示す明石市職員

べた知事の発言に、労働組合が強く反発。自治労兵庫県本部や自治労明石市職員労働組合は、発言の撤回、謝罪を求める申入書を知事あてに提出した。

当時、中皮腫を発症した男性職員は、民間の労災にあたる公務災害を申請する予定だった。労災は労働基準監督署が調べるが、公務災害は地方公務員災害補償基金兵庫支部が調査する。同支部は県庁内にあり、支部長は井戸知事。組合は「見識を欠く重大な権利侵害の発言と言える。被災者（明石市職員）が公務災害認定を申請する前の憶測にもとづく知事発言は、申請する権利への侵害行為にあたる」と書面で厳しく指摘していた。

その後、7月24日、中皮腫を発症した明石市職員の自宅を訪ねた。

1991年に明石市役所に採用され、1年ほどくみ取り作業をした後、一般家庭ごみの収集を担当。過去にガソリンスタンドや飲食店、電気関係の仕事をしたが、アスベストに触れるようなことはなかった。

スレート板など建築廃材が割れてほこりが飛散した。ふだんのパッカー車の積載廃棄物は2〜3トンだが、このときは早期回収が必要だったので倍の5〜6トン詰め込んでいたという。

油圧式の荷台が持ち上がらなくなり、職員はしばしば密閉されたパッカーの中に入って、スコップでガリガリとかき出した。

中に充填するほこりを見たとき、「これはいかん」と思い、ゴーグルをかけ、マスクを二重にして

たという。

また、神戸市生まれだが、小学校から明石で暮らし、もちろんアスベスト工場付近で生活したこともない。

2011年暮れ、腹にしこりができ、翌12年1月に病院へ。5月に総合病院に行くと、腹膜中皮腫と診断された。医師からは「アスベストを吸ったことがありますか？ 吸い込まない限りほとんどならない病気です」と言われたといい、職員は「吸ったことがあるとしたら、震災がれきの収集しかない」と思った。それだけ職員にとってがれきの回収は印象的なものだった。

阪神・淡路大震災直後から、救急車両や消防車両が通行できるよう、道路上の障害物を撤去するよう上司から指示され、清掃車で収集に回った。明石市東部で道路の通行を邪魔している壁材やブロック、スレート板などをパッカー車に詰め込んだ。がれきをパッカー車に詰め込む際にほこりが舞い上がり、パッカー車の回転板が廃棄物を押しつぶすときにも

作業をしていたという。それでもマスクはすぐに真っ黒になった。がれきは分別されておらず、建材に含有しているアスベストが飛散していた可能性は十分にある。

震災から約3週間はほとんど休みがなく、その後は1日4〜6回、がれきを収集。約半年間、がれきを埋め立て処分場に搬入する作業が続いた。神戸市のがれきも一部持ち込まれていた。

処分場の様子を職員はこう説明する。「水を撒いていたが、粉じんがすごかった。処分場に入るときは暖房を切った。なぜかというところ、外気を取り込んだときに、車内に粉じんが入ってくるから。本当に前が見えないくらいだった。駐車場に置いていた車は真っ白になっていた。大勢の人がアスベストを吸っているはずなのに、なんで俺一人がこんな病気になるのか……という気持ちもある」

職員は抗がん剤治療を続け、体調がすぐれない中、地図を指さしながら丁寧に話してくれた。

明石市は2012年8月17日、公務災害の認定を



被災ビルを重機で解体＝1995年4月、神戸市中央区（神戸新聞社提供）

求めて請求したと発表。しかし、その翌年の10月15日、Sさんは帰らぬ人となった。死因は悪性腹膜中皮腫。まだ、49歳の若さだった。

その後、地方公務員災害補償基金兵庫県支部は、男性の発症について、公務災害を認めず、「不支給」と決定した。

妻は2014年5月21日、明石市内で会見を開き、不支給決定を不服とし、審査請求をしたことを明らかにした。明石市職員労働組合によると、男性職員の中皮腫発症は認められたが、震災直後に従事したがれきの回収や埋め立ての際に、大量の石綿が含まれた粉じんを吸引したとは認められないと、基金支部が判断したという。

公務災害として認められず、遺族は「不支給決定は違法」だと主張し、神戸地裁に提訴した。その判断は地裁と高裁で割れた。2021年3月の地裁判決は「（職員が）平成3年4月1日以前に石綿を取り扱う業務に従事していたとは認められないこと、現在までに判明している医学的知見によると（職員

■「震災しか考えられぬ」

「私が中皮腫になった原因は、震災以外考えられない」。闘病中、芦屋市のKさんはそう繰り返していた。

2007年9月、75歳のとき、悪性胸膜中皮腫の診断を受け、医師から「このままでは2年の命」と診断された。Kさんは元高校球児。兵庫県立芦屋高校時代、3度の甲子園出場を果たしたスポーツマンだ。70代でもがっちりした体だったが、見る見るう

が）、腹膜中皮腫を発症した原因が、石綿ばく露以外にある可能性が低いことに照らせば、平成7年1月（平成8年3月に業務に従事した際に石綿にばく露し、これによって腹膜中皮腫を発症したとするのが自然かつ合理的であるというべき」とし、不支給決定を取り消した。

ところが、2022年3月の大阪高裁は「平成7年1月から平成8年3月、日常的に石綿粉じんにはく露し得る環境にあったことは否定できないものの、その作業環境における石綿濃度や石綿の種類等に関する客観的な資料は存在せず、（職員が）従事した業務内容からしても、多くの建物が倒壊し、又は倒壊した建物の解体作業が行われている状況下で職務に従事したわけではなく、また、本件処分場に立ち入る機会にしても月4回程度で：（略）：累積石綿ばく露量が多量であるとは認められない」と、公務災害として認めなかった。地裁、高裁の事実認定はほぼ同様ながら全く異なる判断を下しており、石綿労災（公務災害）の認定の難しさを見せつけた。

ちに体が弱った。

中皮腫の診断を受け、Kさんの頭をよぎったのは、あの震災の光景だった。

銀行、飲食店の経理、米国中古車の輸入販売会社、建築関連会社などで勤務。建築会社では営業マンが主な仕事だったが、解体作業の現場監督も務めている。2008年10月、西宮労働基準監督署に労災の休業補償給付を請求し、認定された。労基署は石綿ばく露期間を建築会社に勤務した1977年から98年ごろまでの約21年6カ月と判断した。だが、Kさんの印象には、震災後の解体作業で粉じんが巻き上がった、あの光景ばかりが残っている。

被災地のあちこちで解体作業が続いていた95年10（11月、会社の人手が足りなかったため、普段は営業が中心だが、解体現場の監督を務めた。

「重機の巨大なハサミが建物をつかむと、左右にぶわっと10メートルほど粉じんが広がるんです。きつと、あの中にアスベストが含まれていた」と話す。「神戸はほこりがもうもうとしていた。なんで

自分が……。中皮腫になった原因は震災以外考えられない」

手続きの中で、Kさんは次のように西宮労基署で話している。

「神戸市などの震災地域は解体作業でほこりだらけの中を営業で歩き回りました。県庁の土木部や住宅供給公社、六甲治山事務所へは何度も足を運び、名刺を配り、仕事を取りに行ったことを覚えてます。この時期に悪い空気をいっぱい吸ったと思います。震災後には解体の仕事が急増しました。特に記憶に残っているのが、95年10月から11月の間、西宮市にあった民間企業の解体撤去工事です。ずっと現場に付き、監督業務を行いましたし、大量のほこりが出るので解体作業のすぐそばの水道を使い散水作業も行いました。この社宅には吹き付けられたアスベストがあったように記憶しています。そのほかにも、数件同じような作業に従事したことがあります」

労基署は、Kさんの主治医に意見を聞いており、

「作業員が重機で建物を崩すたびにものすごい粉じんが舞い上がり、時々放水作業をしていた私にも大量の粉じんが容赦なく押し寄せ、全身が真っ白になりました。当時の私たちはアスベストの有害性も知らされず、マスクも支給されずタオルを時折当てるだけでした」

また、Kさんは当時の現場のムードをこんなふう

に振り返っている。

「震災直後の復旧・復興工事の現場では、一番にスピードが要求されており、作業の安全性などを声高に主張するようなことは復興工事のスピードを弱めることになるという雰囲気被災地にはありません。特に建設現場ではその空気が鮮明にありました。アスベストがこれほど恐ろしいものだということが知らされておれば、初めからマスクを付けるなど万全の装備をして作業をしていたのに、と思うと今も残念でたまりません」

これについての医師の回答が注目される。関係書類にはこんな記述が残されている。

労基署 「被災者（Kさん）は平成7年1月17日の阪神・淡路大震災後、約2年8カ月の間、現場の監督にあたり、解体作業や改築作業に従事した際、石綿のばく露を受けたと申述していますが、今次中皮腫との因果関係について、症状経過、検査結果等より、ご教示願います」

主治医 「中皮腫の原因として、解体作業時のアスベスト混入によるものが、強く考えられる」

労基署 「その他参考となる意見・事項がございましたらご教示願います」

主治医 「今後、神戸中心に悪性中皮腫が多発すると思われる」

2013年1月、神戸市内でシンポジウム「震災とアスベスト―1・17から3・11へ」が開催され、発言者の一人として登壇したKさんとはつとつとし

アスベストによる労働者の健康被害は次々に明らかになる。震災直後、神戸市長田区で警戒活動をしていた元警察官の男性が中皮腫で死亡しており、「震災時の警察活動しか石綿を吸い込む機会はなかった」という元警察官の主張を認め、2018年に公務災害として認定。さらに2024年7月、NPO法人ひょうご労働安全衛生センターが会見を開き、阪神・淡路の復旧作業に携わった男性が中皮腫を発症し、神戸西労働基準監督署が労災認定したことを明らかにした。男性は道路建設会社の神戸営業所長として震災直後から約2年間、がれきの撤去や建物の解体などに携わっていた。2022年4月、喉の違和感があり病院を受診すると、「悪性胸膜中皮腫」と診断された。

厚生労働省も震災の影響を示唆する。同省は毎年、石綿労災が認定された事業所を公表しているが、2022年度分で大阪・淀川労基署が認定した中皮腫患者について特記事項として「阪神・淡路大震災の復興関連作業による間接ばく露。通常業務での取

たわけではない。Nさんは、がれき処理の臨時のアルバイトであり、厚労省が特記事項の中で示した2人はいずれも間接的なばく露だった。

「一般市民への影響は小さい」とする神戸市の説明はあまりにも情報不足であり、拙速ではないだろうか。



重機でビルを解体＝1995年4月、神戸・三宮（神戸新聞社提供）

り扱いはなし」とし、2023年度分では神戸東労基署が認定した肺がん患者について「大震災発生の際に間接ばく露を受けた可能性あり」として公表している。震災アスベストに関連する肺がんの労災認定は初めてだった。

震災アスベストが疑われる労災・公務災害の認定は、報道等で明らかになっている人だけで8人。実際にはもっと多くいる可能性があり、労災・公務災害の対象とならない一般市民、ボランティア、自営業の被害はほぼ分かっていない。しかし、神戸市はホームページで次のように掲載している。

「…解体現場で基準値を超える状況は、ごく一部であり、期間も限定されていたと推測される。これらのことから、一般市民への震災によるアスベストの影響は基本的に小さいと考えている。」

これまで報告してきた人たちは特殊な仕事をしていただろうか。震災当時、解体現場の飛散防止策は十分ではなく、公務災害として認定された警察官は被災地をパトロールしており、解体作業で従事し

全国の中皮腫発症状況

■増え続ける中皮腫による死亡

代表的なアスベスト疾患の一つが悪性中皮腫である。胸膜中皮腫、腹膜中皮腫などがあるが、厚生労働省は「中皮腫による死亡」を公表している。肺がんは喫煙など他の要因でも発症するが、中皮腫はアスベストが主要な要因とされており、アスベスト被害の目安とされている。

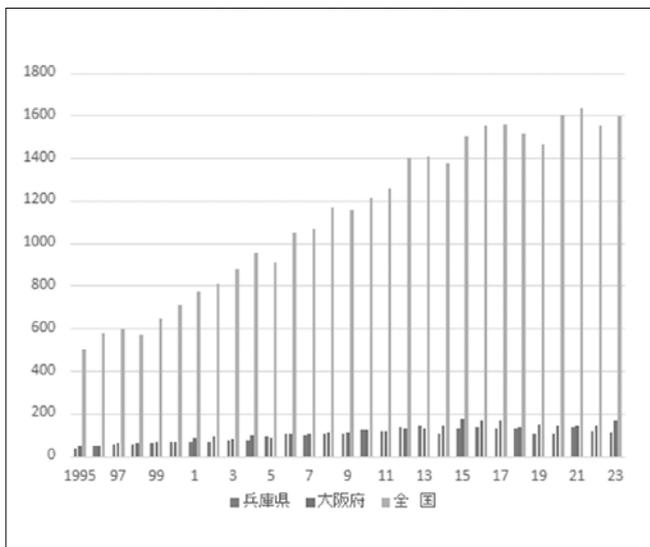
人口動態統計はちょうど阪神・淡路大震災のあった1995年からデータがある。同年の中皮腫による死亡者は全国で5000人。これが年々上昇しており、2023年は1595人に達している。推移をグラフで見ると、この30年を見ると急上昇を続けており、近年に目を凝らすと、高止まりなのか、上昇

の途上なのか、判断が難しい。

2023年のデータを都道府県別で見ると、最も多いのが大阪府の169人。これに東京都(136人)、神奈川県(125人)、兵庫県(114人)、北海道105人と続いている。少なくとも中皮腫による死亡数から見ると、アスベスト被害が収束方向であるとは言えず、過去には「2030〜35年がピーク」と研究者から指摘されたこともあった。

統計を積み上げてみると、1995年以降、全国で3万人以上が中皮腫で亡くなっており、肺がんなど他のアスベスト疾患を含めると相当な数になると見込まれるが、実態は明らかではない。被害実態が分からないこともアスベスト問題が認知されにくい要因の一つであろう。

大阪、兵庫に中皮腫が多いのは、建設関係のほか、石綿工場、造船、港湾、鉄鋼など石綿を使用した工場が多かったためだと考えられる。他府県の死亡数を見れば、兵庫、大阪の突出ぶりが分かる。



中皮腫による死亡数の推移

2023年のデータでは大阪169人、兵庫114人に対し、京都20人、奈良29人、和歌山11人、滋賀10人であり、最も少なかったのは山形、福井の5人。この数字を見れば、中皮腫がいかに珍しい病気であるかが分かるだろう。

中皮腫は、肺がんよりも低く露濃度でも発症するとされ、職業上のばく露だけでなく、家庭内ばく露や環境ばく露もある。例を上げると、建造物解体現場の清掃員や造船所に勤務する夫の作業衣を自宅で洗濯した妻、母親の働く耐火レンガ工場で遊んでいた人の発症が報告されている。

「石綿ばく露と石綿関連疾患」(森永謙二編)では、過去に労災認定された230件について分析されている。胸膜中皮腫の場合、ばく露開始から発症までの平均潜伏期間38・8年、最大70・8年、最小11・5年となった結果を示している。

震災によるアスベスト被害について、専門家らは「潜伏期間を考えると、発症時期に至っていないのではないか」といった指摘がなされているが、最小

11・5年というデータもあり、油断はできない。

アスベストが原因で発症する肺がんは、中皮腫の約2倍と言われているが、肺がんは他の要因でも発症するため、アスベスト由来の肺がん患者が国内にどの程度いるのかは、よくわからない。

■労災の認定状況は

業務上、アスベストを吸い込んで病気になるったり、死亡したりした場合、因果関係を証明できれば、労働災害として認められる。自己負担なしで治療が受けられる療養（補償）給付、休業（補償）給付、遺族（補償）給付、特別遺族年金、特別遺族一時金がある。

次にアスベスト疾患でどのくらい労災認定されているのか見てみたい。

厚労省が2024年6月に公表した2023年度の支給決定件数（速報値）は、肺がん1433件▽中皮腫1642件▽良性石綿胸水122件▽びまん性胸膜肥厚173件▽石綿肺161件——となっている。単純には比較できないが、2023年に中皮腫で死

亡したのは1595人に対し、中皮腫の労災認定件数は642件にすぎない。業務上ではない中皮腫患者が多いのか、それとも、労災補償が受けられることを知らない被害者、被害者家族が多いのか、疑問が残る。支給決定件数は2007年度以降、ほぼ横ばいの状態が続いている。

2023年度の都道府県別の支給決定状況を多い順に見ると、東京都1188件、大阪府1123件、神奈川県79件、兵庫県71件、北海道70件と続いていた。業種別では、建設業が最も多く全体の65・2%だった。製造業が28・8%あり、建設業と合わせると、9割を超えていた。

■一般の人への救済措置

職場でアスベストは使われず、どこで吸い込んだかわからないまま、アスベスト疾患で苦しむ人たちがいる。尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺の住民のように、労災が適用されない人たちもいる。さらに一人親方の大工のように、個人事業主であるため、労

災が適用されない人たちもいる。

国はこうした人たちを救済するため、2005年のクボタショックをきっかけに石綿健康被害救済法をつくった。

療養中の人には医療費、療養手当（約10万円）など、遺族には約280万円の特別弔慰金、約20万円の特別葬祭料が支払われる。対象疾病は労災と少し違い、中皮腫、アスベストによる肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の4種類となっている。労災と救済法では、被害者やその遺族に支払われる額に大きな違いがあり、被害者支援団体などから再三、改善が求められている。

石綿健康被害救済制度を取り扱う独立行政法人・環境再生保全機構は、救済金を申請した人たちにアンケートを実施しており、その統計を「石綿健康被害救済制度における平成18～令和3年度（2006～2021年度）被認定者に関するべく露状況調査報告書」として公表している。

16年にわたる貴重なデータであり、ここで一部を紹介したい。

この間、救済制度で認定された人は1万6982人（中皮腫1万4248人、肺がん2422人、石綿肺85人、びまん性胸膜肥厚227人）。医療費・未申請弔慰金調査対象者1万4511人のうちアンケート回答者は8688人。どこでばく露したかを、「職業ばく露」「家庭内ばく露」「施設立ち入り等ばく露」「環境ばく露・不明」の4つに分類したところ、「職業ばく露」が63・5%だったが、石綿ばく露の可能性が特定できない「環境ばく露・不明」が32・2%（2800人）もいた。

調査は、「環境ばく露・不明」の2800人について、最長居住歴を調査しており、都道府県別でも多かったのが兵庫の511人、次いで大阪366人、東京297人だった。市区町村別で最も多かったのが尼崎市373人で大阪市157人だった。尼崎の突出ぶりは、クボタ旧神崎工場周辺で相次いだ被害者が大きなウェートを占めていると思われる。

環境再生保全機構のデータから見えるもの

これまでアスベスト被害について労災を中心に見てきた。労災の対象にならない人たちの救済は、2005年のクボタショックをきっかけに創設された石綿健康被害救済制度で対応されている。クボタショックまでは、石綿被害は主に労働者の問題とされてきており、石綿工場周辺の一般市民に健康被害が続出したことは、社会に大きな衝撃を与えた。クボタショックの震源地である兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺ではいままな一般市民の健康被害が続いている。問題発覚当時、政府は「隙間のない救済」を掲げ、制度を創設したが、労災と救済制度の補償格差は大きく、忸怩たる思いを抱く被害者・被害家族は少なくない。

■震災被害探る新たな調査

石綿健康被害救済制度は、独立行政法人環境再生保全機構（神奈川県川崎市）が取り扱っており、被害が認定された人たちを対象に2021年度から震災に関するアンケートを実施している。

阪神・淡路大震災や東日本大震災など震災に関し、次の作業をしたかどうかを尋ねている。

- ①被災した自宅で石綿建材を片付けた
- ②震災復旧作業にかかわった
- ③震災ボランティアに取り組んだ

このアンケートの結果は2025年4月現在、公表されておらず、筆者が2024年12月に情報開示を請求。その結果をまとめたのが表である。

■18人が阪神・淡路に関与

石綿被害者のうち阪神・淡路にかかわる作業をした人は2年間の調査で18人（男性15人、女性3人）いたことが判明した。2022年度の回答者だけで15人に達し、2021年度は3人にすぎなかった。これは、アンケートの開始が2021年度の途中からだったためだと考えられる。

2022年度分のうち1人は東日本大震災の業務にも携わっていたと答えている。最長居住地域は兵庫県内だけでなく、京都、大阪、神奈川、静岡などに広がり、フリーコメントには大工作业、仮設住宅建設、木造住宅耐震診断、塗装、電気工事、水道管敷設工事といった言葉が記されている。

被災時の産業分類には「建設業」と書かれているケースが目立ち、労災法上の労働者として扱われない個人事業者や業務ではなく、ボランティアな立場で震災復興にかかわった人たちが想定される。

フリーコメントの中には、「がれきの街中を歩い

た」「被災した自宅で石綿建材を片付け」「水を運んだ」「震災1年後、芦屋で家屋調査」といった記述があるほか、震災ボランティアと答えた人も2人いた。最長居住地が神戸市垂水区の男性（78歳）は「震災ボランティア」とした上で、産業分類も石綿とかかわりがなさそうな「理髪業」としており、震災アスベストとの関連性が大変気になるところである。

■行政の姿勢に懸念

この18人の回答では震災アスベストと一般市民の健康被害リスクの関係が明確になるものではない。しかし、リスクの疑いを持つには十分ではないだろう。2023年度以降、どのようなデータが出るのか、注目される。また、環境再生保全機構は詳細なデータを開示すべきであろう。

震災アスベストと一般市民の健康被害について、神戸市はホームページ上で「一般市民への震災によるアスベストの影響は基本的に小さいと考えてい

る」と見解を示している。神戸市は震災後、「アスベストの飛散防止策の徹底をしたことや、環境庁の一般大気測定の数値を根拠にしているように見受けられるが、飛散防止策の徹底がなされたのは震災から4カ月後の5月であり、大気測定は毒性の強い青

石綿が調査されていない。さらに民間調査では解体現場そばで極めて高い濃度が測定されている。市民の健康と安全を担う行政。「影響は小さい」と判断するのは時期尚早であり、極めて危険な姿勢ではないだろうか。

石綿健康被害救済制度で認定された人のうち、阪神・淡路大震災に関する作業をしたと答えた人の一覧

性別	年齢	認定疾病	最長居住地	震災に関する回答	フリーコメント	被災時の産業分類
男性	85	肺がん	京都府亀岡市	震災復旧作業	大工作業	建設業
男性	64	胸膜中皮腫	兵庫県尼崎市	震災復旧作業		建設業
男性	82	胸膜中皮腫	大阪府豊中市	震災復旧作業	震災1年後、芦屋で家屋調査	サービス業（他に分類されないもの）
女性	62	腹膜中皮腫	三重県桑名市	震災復旧作業	がれきの街中を歩いた	
男性	81	胸膜中皮腫	大阪府松原市	震災復旧作業		建設業
男性	81	胸膜中皮腫	大阪府守口市	震災復旧作業	塗装	建設業

男性	87	胸膜中皮腫	兵庫県神戸市兵庫区	震災復旧作業	仮設住宅建設	建設業
女性	79	胸膜中皮腫	大阪府大阪市大正区			
男性	86	胸膜中皮腫	神奈川県川崎市多摩区	震災復旧作業	木造住宅耐震診断・補強設計監理	サービス業（他に分類されないもの）
女性	80	胸膜中皮腫	回答なし	被災した自宅で石綿建材を片付け、震災復旧作業		製造業
男性	66	胸膜中皮腫	大阪府東大阪市	震災復旧作業	スーパーダイエー	建設業
男性	76	胸膜中皮腫	兵庫県加古川市	震災復旧作業		建設業
男性	58	胸膜中皮腫	大阪府東大阪市	震災復旧作業	電気工事	
男性※	72	胸膜中皮腫	大阪府大阪市阿倍野区	被災した自宅で石綿建材を片付け、震災復旧作業	建物改修工事	建設業
男性	78	胸膜中皮腫	兵庫県神戸市垂水区	震災ボランティア	理髪業	サービス業（他に分類されないもの）
男性	71	胸膜中皮腫	静岡県富士宮市	震災復旧作業	水道管敷設工事	建設業
男性	63	胸膜中皮腫	鹿児島県知覧町	震災復旧作業		建設業
男性	74	胸膜中皮腫	兵庫県尼崎市	震災ボランティア	水を運んだ	製造業

注）年齢は申請時年齢及び弔慰金申請における死亡時年齢。※の男性は、東日本大震災の作業にもかかわったと明記。

労働者の声

■含有建材に対する意識低く

建築関連者の目に阪神・淡路大震災のアスベスト問題がどのように映っていたのだろうか。神戸市兵庫区で工務店を営むMさん。父親の代から約60年続いているという。Mさんの周辺は幸い大きな被害がなく、震災後は一般住宅の修繕のほか、神戸市兵庫、長田、須磨区などで解体作業にかかわった。一般住宅には、鉄骨のビルで見られるような吹き付けアスベストはなかったが、アスベスト含有建材は多くあったという。

解体といっても全壊に近い家屋も多く、平常時なら分別していたが、震災当時は作業件数が多く、いわばパニック状態。可能な限り分別していたが、

ごっそりトラックに積み込むような感じだったという。作業現場はほこりっぽく、Mさんは「あまり危険性を考える余裕もなかった」と振り返る。しかも震災の影響で断水が続いていたため、本来なら散水しながらの作業が、散水ができないケースもあった。Mさんは「今では含有建材を割らないよう注意しているが、震災当時はそこまで気を使わなかったと思う」と話す。

木造一戸建ての場合、5人程度で作業にかかわり、2〜4トン車が10台分くらいになる。Mさんの工務店はこうした災害廃棄物を神戸市の布施畑処分場に持ち込んでいた。布施畑に続く道は災害廃棄物を積んだトラックが続き渋滞。ピーク時は1日1往復するのがやっとだった。



災害廃棄物を満載し、処分地の甲子園浜に向かうトラックの列＝1995年3月、西宮市（神戸新聞社提供）

Mさんは次のように語った。
「吹き付けの危険性は認識していたものの、アスベスト含有建材に注意し始めたのは2005年のクボタショックがきっかけ。クボタショック後に石綿作業主任者の講習を受けた。それまでは含有建材のことを十分知らなかった」

さらにMさんは「今でもアスベストの危険性が、どれだけ浸透しているのか」と疑問を投げかける。古い職人さんらは「わしら昔から吸ってんねん。大丈夫や」と言ってマスクを付けたがらないという。

神戸市の入札で、吹き付けが使われた建物の解体にもかかわったが、そのときは他の業者が除去した後に作業した。きれいに吹き付けを除去した後だから大丈夫なのに、それでも気になって自宅に戻った後は何度もうがいを繰り返したという。

公共工事はアスベスト除去も適正に行われたのだろうが、民間はどうだったのか。特に震災直後のどさくさではずさんな工事もあったのではないだろうか。実際、当時の神戸市環境局の幹部は「アスベ

ト対策は手間と費用がかかる。常習的に手抜き工事を行い、経費を浮かしている業者の存在も否定できない」と指摘していた。

アスベスト除去は大きな金銭負担が伴う。「解体費用が2倍までいかないけど、かなりいい金額になる。工期も延びる。業者としてはアスベストが見つかるど厄介だね」とMさん。西宮市の調査では、解体に要した総費用のうち、68〜94%がアスベストの除去費用にかかったという調査報告もある。

Mさんに、震災でアスベストを吸い込んだと思うかどうかを尋ねてみた。

「工務店で働いているから、どこで吸ったかなんてわからない。子どもには冗談で『(私は)アスベストで死ぬから』なんて言ってる。震災のとき？ 神戸で仕事をしていた人はみんな吸っているんじゃないの。神戸市民だってみんな吸ってますよ。街中真っ白でしたもん」

■作業員、防じんマスク使用は2割

震災当時、現場労働者はアスベストの危険性をどの程度理解していたのか。また、どの程度の予防措置を取っていたのだろうか。2013年1月12日に神戸市内で開催されたシンポジウム「震災とアスベスト——1・17から3・11へ」で「復旧作業における労働実態」が報告された。

2012年11〜12月、土建組合などの協力を得て、京阪神在住の建設労働者にアンケート。2013年1月6日時点の集計をシンポジウムで発表した。

震災の復旧作業にかかわった経験がある人は128人。作業内容や防じん対策、アスベストに対する危険認識など多岐にわたって質問している。一部の質問と回答を示す。

問 アスベストの危険性をご存じでしたか(単一回答)
1よく知ってた(20%)

- 2まあまあ知っていた(30%)
- 3聞いたことがあるがよく知らなかった(27%)
- 4全く知らなかった(16%)

問 作業中に吹き付けアスベストを見たり触ったりしましたか(単一回答)

- 1触ったことがある(44%)
- 2見たことがあるが扱っていない(30%)
- 3吹き付けアスベスト自体を知らなかった(15%)

問 現場での防じん対策は(複数回答)

- 1集じん機の設置・稼働(2%)
- 2防じんマスクの配布・使用(18%)
- 3ガーゼマスクやタオルなど簡易な保護具を使用(55%)
- 4散水による粉じんの飛散防止(17%)
- 5作業監督者からの注意・教育(5%)

問 作業現場の環境や周囲への対応について教えてください(単一回答)

- 1住民が多かった(43%)
- 2住民は少なかった(41%)
- 3周囲に住宅はなし(5%)

このアンケートの自由記述から当時の労働者の状況の一端がうかがえるため、次に一部を紹介してきました。

「阪神・淡路大震災当時はアスベストに対する危険性をほとんど認識せず、含有建材を丸ノコで切断していました」

「物はないし、電気はないし、そんな余裕はなかった。わかってはいたが……」

「そのときの状況は体験した人でないとわかってはなかったように思っています」

このアンケート結果を見る限り、震災後、行政側がアスベストの飛散防止や労働者のばく露予防を呼びかけていたものの、現場まで十分に浸透していなかった様子が浮かび上がってくる。労働者の危険性の認識も半数程度のようにだ。

防じんマスクの着用は、約2割にすぎない。半数がガーゼやタオルなどを口元にまく程度で、吹き付けアスベストを「見たことがある」「触ったことがある」は7割を超えている。防じん対策が不十分のまま、吹き付けアスベストにさらされる労働者の姿が浮かんでくる。

アスベストに対する社会、労働者の認識はクボタショックで大きく変わった。阪神・淡路大震災当時、石綿を取り扱う業者ですら危険性の認識が低かったことを強調しておきたい。

した。

また、粗大ごみの排出場所には、家庭ごみだけではなく、事業系のごみも多く排出されました。一般家庭から排出されたもの以外は、収集を行わなくてもよいものではなく、排出されているものは全て収集を行うように上司から指示をされています。時には、工務店などから出されたとみられる建築廃材、リフォームで取り替えたと思われる住宅屋根材のスレートや瓦、外装壁材や内装壁材のボード、床材のPタイルやビニール床シートなどが大量に出されていることがありました。

建材などのごみを眼前でパッカー車にプレスし破壊しながら収集作業を行います。大型の建材・家電などもバキバキと壊しながら、パッカー車に積み込んでいきます。粉塵が巻き上がる状況の中、投入口へ次々と投入していきます。

4トン車が一杯になるまで破壊しながら、粉塵を浴びながら作業を続けました。震災の影響で粗大ごみの量が非常に多く1日3回の収集でも取り切れ

震災後、災害廃棄物が大量に生じアスベストを含んだ粉じんが被災地に舞っていたことは、環境庁(当時)のデータを含め各種調査で明らかである。当時、労働者はアスベスト禍とどう向き合ったのか。明石市で災害廃棄物の処理に携わった男性と、建設業界で働き被災建物の状況を確認した西宮市の男性に、それぞれの体験を語ってもらった。

●明石市 清掃 吉田秀夫

震災の被害は明石市の西部より東部地域の方が大きく、上司から指示を受けて収集の応援に行きました。

震災から数週間は、道路上に震災瓦礫が多く放置され、災害復旧車両が通行できなかったため、「道路に放置されているごみはすべて取ってこい」との指示を受けました。瓦礫をパッカー車に積込んだので積込む時、排出する時は、すごい埃が舞っていました。

ない日がありました。

そして震災直後から約1か月は、全てのごみを埋立処分場へ搬入しました。埋立処分場内は、震災瓦礫を受け入れていたことも重なり、すごい量の埃が舞っていたと記憶しています。

我々の仕事は朝着た作業服を一日の仕事が終わるまで着用し、汚れたままの服で車に乗るため車内も埃っぽく、その車内で移動時間を過ごしました。作業時は、市販の簡易なマスクを着用することもありましたが、アスベストに対応したものではありませんでした。

特に震災瓦礫を処理していた期間は、大久保清掃工場敷地内が大きな解体現場みたいな状態で埃がすごく飛散しているような状態でした。そのため、通勤で朝駐車場に止めたマイカーが、帰るときには真っ白になっていました。

私だけでなく、同僚らも、震災瓦礫の収集においてアスベストの埃を吸ったことに間違い有りません。

●西宮市 尾上一郎

西宮市に住んでいる尾上一郎と申します。

私は2017年7月、62歳の時に、会社の健康診断で右肺に水が溜まっていると指摘され、再検査を受けました。その時に医師から、悪性胸膜中皮腫と診断されました。内視鏡検査で腫瘍が肝臓にまで浸潤しており、何もしなければ余命6ヶ月と告げられました。私の中皮腫は肉腫型なので、医師からは「手術も出来ません」と言われ、奈落の底に突き落とされたような感じがしたことを覚えています。

私は、ビルや店舗など大型建物の内装工事の施工管理の仕事をしていました。建材の発注作業にも携わっていましたが、まさか自分が発注している内装材に、人を死に追いやるアスベストが含まれているとは夢にも思っていませんでした。

現場では吹付け材が身体に悪いと知っていました。が、内装材も危険だとは知りませんでした。昔、建材メーカーが、アスベストを含まない内装材を販売

残っています。私はマスクを付けていませんでしたが、外の作業員の方もマスクを付けている人は少なかったと思います。

地震や災害が起きると、建物の中に隠れているアスベストが空気に飛散します。また、古い建物の解体工事や改修工事においても、シッカリと対策を取らないと、建材からアスベストが周辺に飛散します。アスベスト問題は過去の話ではなく、今も進行している問題です。

私の身体の調子が元に戻ることも、病気が治ることもありません。私の苦しみや、私の家族の想いを他の人たちに経験して欲しくありません。

災害の時、解体・改修工事の時に、アスベストが周辺に飛散しないように、作業員の方がアスベストにばく露しないように、対策を徹底して欲しいと思います。また私たちもシッカリ監視しないといけないと思います。

そしてアスベストの使用を推奨してきたのは国ですから、アスベストによる健康不安を抱える方、全

し始めた頃、建材メーカーの担当者に内装材のアスベストは大丈夫なのか尋ねたことがありました。その時、「吹付け材に使用されている青石綿は危険だが、内装材のアスベストは白石綿だから身体に悪くない」と説明を受けました。ですから、それ以降も、安心してアスベスト含有の内装材を使用し続けてきました。虚偽の説明をしてまで、アスベスト含有建材を売り続けたメーカーに強い憤りを感じます。

阪神・淡路大震災が起きた直後、私は自分が担当した建物や作業途上の現場の被害状況を確認するために、神戸に入りました。2月の初めから3月までは、毎日詰めて入り、1日に一現場毎を点検しました。その後も半年間は神戸に入り建物の被災状況の点検を行ないました。

神戸市内を回っていると、三宮周辺では建物がひっくりかえり倒壊していたことが印象に残っています。そしてホコリがもうもうとしていたことを覚えていきます。また、会社から神戸へ向かう道中でも、あちらこちらでホコリが舞っていたことが記憶に

員に健康診断を実施して欲しいと思います。これが震災とアスベストについて、皆さんに語り継いでいただきたい私の思いです。